

# 神戸市道路公社駐車場管理規程

## (目的)

第1条 この規程は、神戸市道路公社が設置する駐車場（箕谷駐車場を除く。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第2条 安全かつ円滑な道路交通の確保と都市活動の進展を図るため、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「法」という。）に基づき駐車場を設置する。

2 駐車場の名称及び位置は、別表1のとおりとする。

## (使用の対象)

第3条 駐車場の使用の対象となる自動車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車及び自動二輪車（同条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。）とする。

## (契約の成立)

第4条 自動車を駐車させる者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ、駐車場を利用するものとする。

## (駐車時間)

第5条 駐車場における自動車の駐車時間は、終日とする。ただし、駐車場への入庫又は駐車場から出庫のできる時間は、別に規則で定める。

## (駐車料金の額等)

第6条 駐車場の駐車料金（以下「料金」という。）の額は、規則で定める額とする。

2 理事長は、必要があると認めるときは、定期駐車券を発行することができる。

3 前項の定期駐車券の発行にあたっては、駐車の場所を特定し、又は優先して駐車することができる旨を特約することはできない。

4 理事長は、必要があると認めるときは、回数駐車券等を発行することができる。

5 第2項の定期駐車券又は第4項の回数駐車券等の料金の額その他必要な事項は、規則で定める。

## (料金の徴収)

第7条 料金は、利用者から自動車を出庫させるとときに徴収する。ただし、前条第2項の定期駐車券又は前条第4項の回数駐車券等による料金については、その発行のときに徴収する。

## (割増金)

第7条の2 法第26条の規定に基づき、料金を不法に免れた利用者から、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

## (利用期間)

第8条 駐車場の1回の利用（定期駐車券による利用を除く。）は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には理事長の判断により、これを延長することができる。

## (料金の徴収期間)

第9条 料金を徴収する期間は、別表2のとおりとする。

## (料金の免除)

第10条 次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合においては、料金を徴収しないことができる。

(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車

(2) 駐車場の付近において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行う

ため、当該駐車場を使用する自動車

- (3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が定める自動車  
(料金の還付)

第11条 既納の料金は、還付しない。

(駐車の拒否)

第12条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車を拒否することができる。

- (1) 発火性または引火性の物品を積載しているとき。  
(2) 駐車場の構造又は設備を損傷するおそれのあるとき。  
(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのあるとき。

(免責事由)

第13条 理事長は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、理事長に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 車両、その積載物又は取付物の盜難、紛失又は毀損  
(2) 自然災害その他不可抗力による事故  
(3) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故  
(4) 理事長の責に帰すことのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故  
(5) 第19条の規定による休止等の措置  
(6) 第20条の規定による措置

(損害賠償)

第14条 駐車場の構造又は設備その他の物件を損傷し、若しくは滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によるものでないことを証明したときは、この限りではない。

(引取りの請求)

第15条 利用者（定期駐車券の利用者を除く。）が予め理事長への届出を行うことなく第8条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券の利用者が定期駐車券の通用期間の終了又は無効となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、理事長はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、理事長が指定する日までに当該車両を引取ることを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒むとき若しくは引取ることができないとき又は理事長の過失なくして利用者を確知することができないとき、理事長は、当該車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により理事長が指定する日までに車両を引取ることを請求し、これを引渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、理事長に対して車両の引渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、理事長が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

(車両の調査)

第16条 理事長は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、当該車両（車内を含む。）を調査することができる。

(車両の移動)

第17条 理事長は、第15条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは

所有者等に通知し、又は駐車場において掲示して、当該車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第18条 理事長は、第15条第1項の場合において、利用者及び所有者等が車両を引取ることを拒む場合若しくは引取ることができない場合又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3ヵ月を経過した後、利用者に通知し、又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立会わせて当該車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者に通知し、又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 理事長は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に通知し、又は駐車場において掲示する。

3 理事長は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

(休止等)

第19条 理事長は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、供用の休止、駐車場の隔離、車路の通行止め及び車両の退避を行うことができる。

- (1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生した場合又は発生するおそれがあると認められる場合
  - (2) 保安上供用の継続が適当でないと認められる場合
  - (3) 工事、清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合
- (事故に対する措置)

第20条 理事長は、駐車場において事故が発生した時又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

(管理運営業務委託業者の指定等)

第21条 理事長は、次の各号に掲げる駐車場の管理運営に関する業務を、神戸市道路公社が設置する駐車場の管理運営業務委託業者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、理事長の指定を受けたもの（以下「管理運営業務委託業者」という。）に委託することができる。

- (1) 駐車場の利用及びその制限に関する業務
  - (2) 料金の徴収に関する業務
  - (3) 駐車場の維持管理に関する業務
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、理事長が定める業務
- 2 管理運営業務委託業者の指定を受けようとする法人その他の団体は、事業計画書その他必要書類を理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、駐車場の設置の目的を最も効果的に達成することができると認められるものを管理運営業務委託業者として指定するものとする。
- 4 管理運営業務委託業者は、毎年度終了後、その管理する駐車場の管理の業務に関し事業報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。
- 5 理事長又は委員会は、管理運営業務委託業者の管理する駐車場の管理の適正を期するため、管理運営業務委託業者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

- 6 理事長は、管理運営業務委託業者が前項の指示に従わないときその他当該管理運営業務委託業者による管理が適切でないと認めるときは、是正措置を講じるよう命ずることができる。  
(施行の細目)

第22条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成7年8月1日から施行する。  
(神戸市道路公社神戸駅南駐車場管理規程の廃止)
- 2 神戸市道路公社神戸駅南駐車場管理規程（平成4年3月）は廃止する。

附 則

この規程は、平成8年2月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年3月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年11月1日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に改正前の第13条の規定により管理を委託している駐車場については、改正前規程の規定は、第13条第3項の規定に基づき当該駐車場の管理に係る指定をした日までの間、なおその効力を有する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

名 称	位 置	使用の対象
荒田公園駐車場	神戸市兵庫区荒田町2丁目、市道大倉山線	普通自動車及び自動二輪車
三宮中央通り駐車場	神戸市中央区三宮町1丁目及び2丁目、市道京橋線、市道花時計線、市道生田筋線、市道三宮裏線	普通自動車及び自動二輪車
大倉山駐車場	神戸市中央区楠町4丁目、市道長田楠日尾線	普通自動車及び自動二輪車

別表2（第9条関係）

名 称	料 金 の 徴 収 期 間
荒田公園駐車場	平成7年8月1日から令和7年7月31日まで
三宮中央通り駐車場	平成8年2月23日から令和10年4月30日まで
大倉山駐車場	平成9年9月1日から令和9年8月31日まで